

令和6年1月18日

県内第4種登録チーム代表者各位

公益財団法人埼玉県サッカー協会
第4種委員長 大山 武士
(公 印 略)

合同チームにおける各大会の参加基準等の変更について（通知）

厳冬の候、平素より皆様方には、本県サッカー振興、発展に格別の御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、公益財団法人埼玉県サッカー協会第4種委員会では、時代の変化やニーズに対応するため、令和2年度から埼玉県第4種リーグ戦等において、少人数のため単独では活動出来ないチームへの救済措置として、合同チームでの参加を可能にする基準を各大会の実施要項で設けてきたところです。

そのような中、本件につきましては、設定してから4年が経過するとともに、先般実施し所属人数の状況からみる地域性の違いや登録チームからのご意見等を踏まえ、改めて基準を見直す必要があると考え検討した結果、今までの基準を基に当該学年の選手を救済する措置が可能となる基準を設けることにいたしました。

なお、今後につきましては、新たな基準で各大会を実施してまいります。エントリーの際は、必ず該当する大会の実施要項を確認していただき、手続きを行っていただけますようお願い申し上げます。

記

1. 適用時期 令和6年4月
2. 適用条件 別紙のとおり

【別紙】合同チームにおける各大会の参加基準等：令和6年4月適用

1. 本基準の該当大会について

- (1) 第4種サッカーリーグ戦
- (2) 第4種サッカーリーグ選手権大会
- (3) 関東U-12サッカー大会埼玉県大会
- (4) 埼玉県第4種新人戦中央大会

※(3)及び(4)の大会で上位の結果となった場合、その後に繋がる関東大会への推薦は不可となります。

※JFA全日本U-12サッカー選手権大会埼玉県大会は、「単一加盟チーム」が参加条件として定められていることから、合同チームでの出場は不可となります。

※埼玉県サッカー協会第4種委員会が主催または主管事業において、上記以外の事業については、別途大会要項で設定いたします。

2. 合同チームの基準について

次のいずれかの基準を満たす場合においては、合同チームでの参加を認めるものとする。

(1) 合同チームにおいては、各大会にエントリーする一つのチームが8名を満たさない同士の場合は、合同するチーム数の制限は設けないものとする。

また、合同チームの地域は同一地域とし、必ず地区運営委員会の承認を受けることを必要とする。

なお、合同チームで大会参加の場合は、そのチームで参加をしない選手のみでの大会出場や2チーム参加は不可とする。

(2) 合同チームにおいては、合同で参加する一方のチームがエントリーする人数が8名に満たない場合は、合同するチーム数は2チームまでとする。

また、合同チームの地域は同一地域とし、必ず地区運営委員会の承認を受けることを必要とする。

なお、合同チームで大会参加の場合は、そのチームで参加をしない選手のみでの大会出場や2チーム参加は不可とする。

(別紙参考図)

【例1】チーム(A) 11名、チーム(B) 9名の場合

チーム(A) 11名 	チーム(B) 9名 		×
<ul style="list-style-type: none">・ 合同するチーム同士が8名に満たない基準に該当しない・ 合同する一方のチームが8名に満たない基準に該当しない			

【例2】チーム(C) 3名、チーム(D) 5名、チーム(E) 2名の場合

チーム(C) 3名 	チーム(D) 5名 	チーム(E) 2名 	○
<ul style="list-style-type: none">・ 合同するチーム同士が8名に満たない基準に該当する			

【例3】チーム(A) 11名、チーム(F) 4名の場合

チーム(A) 11名 	チーム(F) 4名 		○
<ul style="list-style-type: none">・ 合同する一方のチームが8名に満たない基準に該当する			

【例4】チーム(A) 11名、チーム(F) 4名、チーム(G) 4名の場合

チーム(A) 11名 	チーム(F) 4名 	チーム(G) 4名 	×
<ul style="list-style-type: none">・ 合同する一方のチームが8名に満たない基準は2チームまでとなることから、基準には該当しない			